

会員通知 第87号
平成23年8月31日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

**会員の売買管理体制の強化等に伴う「会員における不公正取引の防止のための
売買管理体制に関する規則」等の一部改正等について**

本所は、別紙のとおり、「会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」等の一部改正を行い、平成24年1月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、会員の売買管理体制の強化等を図る観点から、インターネット取引に関し、売買審査の実効性の確保に必要な情報の保存を義務付けるなど、所要の整備を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. インターネット取引に関する情報の保存

会員はインターネットを利用した顧客の注文について、売買審査の実効性の確保に必要な情報として本所が定める情報をその定めるところにより、保存しなければならないものとします。

2. その他

その他所要の改正を行います。

以上

会員における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>(社内記録の作成<u>及び</u>保存等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 会員は、前項のほか、インターネットを利用した顧客の注文について、<u>売買審査の実効性の確保に必要なものとして本所が定める情報を当取引所が定めるところにより取得し、保存するものとする。</u></p>			<p>(社内記録の作成、<u>保存</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(新設)</p>		
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年1月1日から施行する。</p>					
<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>			<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>売買審査の対象となる顧客の抽出は、以下に掲げる銘柄の区分に応じて、当該各区分に定める顧客について行うものとする。</p>		
	銘柄	顧客		銘柄	顧客
1 ~ 4	(略)	(略)	1 ~ 4	(略)	(略)
5	当該会員が重要事実等の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実等の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客	5	当該会員が重要事実の公表前に売買を行った銘柄	特定の銘柄について、重要事実の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客
6 ・ 7	(略)	(略)	6 ・ 7	(略)	(略)
(注) 1 . (略)			(注) 1 . (略)		

2. 上記5に規定する重要事実等とは、
法第166条第1項に規定する重要事
実及び法第167条第3項に規定する
公開買付け等事実をいう。

3. (略)

4. (略)

(新設)

2. (略)

3. (略)